

大阪市中央区役所国民健康保険業務会計年度任用職員要綱

（目的）

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市中央区役所国民健康保険業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 会計年度任用職員は、次の各項目を満たす者のうちから、選考により任用する。

- （1）エクセル・ワードを操作できる者
- （2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

2 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- （1）筆記試験（もしくは論述試験）
- （2）面接

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（勤務日数等）

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次の通りとする。

- （1）勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- （2）勤務時間
午前9時15分～午後5時30分まで（休憩45分含む）
金曜日の延長開庁対応（午前10時30分～午後7時00分）及び日曜開庁対応（毎月第4日曜日）等により、指定された勤務時間及び休日を変更する場合がある。

（その他）

第5条 その他必要な事項は、中央区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。